

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成27年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成27年12月11日（金曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第2号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成27年12月11日 金曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後2時34分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 甲第1号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 甲第5号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 3 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 4 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 5 乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第4号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 7 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 8 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
- 9 乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 10 乙第23号議案 沖縄県行政不服審査会条例
- 11 乙第24号議案 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例
- 12 乙第25号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 13 請願平成26年第3号、請願第1号、陳情平成24年第84号、同第85号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第22号、同第96号、同第97号、同第118号、同第140号、（同第146号）、陳情平成26年第28号、（同第32号）、同第72号、（同第106号）、陳情第41号及び第110号

※ 陳情（ ）書きは、共管する企画部の審査において質疑するため件数に含めない。

出席委員

委員	長	山	内	末	子	さん
副委員	長	仲	田	弘	毅	君
委員		花	城	大	輔	君
委員		翁	長	政	俊	君
委員		照	屋	大	河	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		玉	城	義	和	君
委員		吉	田	勝	廣	君
委員		渡	久地		修	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		大	城	一	馬	君
委員		比	嘉	瑞	己	君

委員外議員 なし

欠席委員

具志孝助君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室基地防災統括監兼 辺野古新基地建設問題対策課長	池	田	竹	州	君
総務部長	平	敷	昭	人	君
総務統括監	砂	川		靖	君
総務私学課長	宮	城	嗣	吉	君
財政課長	渡	嘉敷	道	夫	君
税務課長	佐	次田		薫	君
企画部市町村課長	宮	城		力	君
子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課班長	平	田	い	ずみ	さん

農林水産部村づくり計画課班長 森 英 勇 君  
教 育 庁 参 事 運 天 政 弘 君

---

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、甲第5号議案、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第14号議案、乙第21号議案から乙第25号議案まで、請願平成26年第3号外1件及び陳情平成24年第84号外12件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成27年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、必要な予算を措置するものであります。

1 ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ19億6137万円となっており、補正後の改予算額は7504億8664万1000円となります。

歳入、歳出の主な内容については、後ほど御説明いたします。

2 ページをお願いします。

歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをお願いします。

歳入内訳について、説明いたします。

県税の5億8267万1000円は、自動車取得税の増収分であります。

国庫支出金の2550万7000円は、児童保護費に係る国庫負担金及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金であります。

財産収入の1348万8000円は、土地売払代であります。

寄附金の1000万円は、観光関連事業者からの寄附金であります。

繰越金の6億5047万8000円は、平成26年度決算剰余金の一部を活用するもの

であります。

4 ページをお願いします。

諸収入の6億2022万6000円は、都市モノレール建設受託金等であります。

県債の5900万円は、沖縄振興特別推進交付金事業等のため発行するものであります。

以上、歳入合計は19億6137万円となっております。

5 ページをお願いします。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。

自動車取得税市町村交付金3億8886万円は、自動車取得税の増収に伴う市町村への交付に要する経費であります。

企画部の沖縄振興特別推進交付金（市町村）6億円は、同交付金を有効活用するため、県事業分から市町村事業へ一部振りかえるものであります。

保育対策事業費1000万円は、少子化対策の一環として、子育て支援パスポート事業を実施するために要する経費であります。

6 ページをお願いします。

母子福祉対策費3786万4000円は、ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業において、実施市町村が当初見込みよりふえたこと等に伴い増額するものであります。

7 ページをお願いします。

商工労働部の工芸産業流通対策費5億185万5000円は、工芸の杜（仮称）及び工芸振興センターの整備に要する経費であります。

文化観光スポーツ部の一般観光事業費1000万円は、観光関連事業者からの寄附金を活用して実施する調査等に要する経費であります。

沖縄振興公共投資交付金（市町村事業）4億6800万円は、沖縄都市モノレール延長整備事業に係る那覇市道石嶺線の整備の補助に要する経費であります。

8 ページをお願いします。

公園費2284万円は、沖縄県総合運動公園陸上競技場への大型映像装置用カメラの設置に要する経費であります。

文化財保存整備費3522万6000円は、那覇空港管制塔建設工事に伴い国から受託する文化財発掘調査に要する経費であります。

9 ページをお願いします。

公安委員会の警察施設費1890万円は、与那原署敷地内の民有地の買い取りに要する経費であります。

以上、歳出合計は19億6137万円となっております。

10ページをお願いします。

繰越明許費に関する補正であります。

10ページ及び11ページは、当初予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保し、契約を早期に締結するため、26の事業で合計73億4087万5000円を追加するものであります。

12ページをお願いします。

9月議会で繰越明許費の補正を行った事業について、新たに繰り越しが必要となる箇所が生じたため、それぞれ額を変更するものであります。

13ページをお願いします。

債務負担行為に関する補正であります。

追加の表の沖縄県公文書館指定管理料から沖縄県立博物館・美術館指定管理料までの4件は、平成28年度からの指定管理料について、債務負担行為を設定するものであります。

同じ表の土木事務所費及び建築営繕管理費は、平成28年度における公共事業の早期執行に向けて、用地交渉や発注支援業務等について、民間コンサルタントを活用するための契約を今年度中に締結できるようにするため、債務負担行為を設定するものであります。

下の表の変更の都市モノレール建設推進費は、車両折り返し用の分岐器の設置について、新たに債務負担行為を設定する必要が生じたため、期間及び限度額を変更するものであります。

14ページをお願いします。

地方債に関する補正であります。

沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）整備事業及び沖縄振興特別推進交付金事業は、工芸振興センター及び工芸の杜（仮称）の整備等に要する財源として発行するものであります。

以上が、甲第1号議案平成27年度一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られ

るよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 繰越明許費の説明がありました。どういう事業で繰り越しが起きているのか、もう少し詳しく説明願えませんか。

○渡嘉敷道夫財政課長 今回、11月定例会におきましては、適正な工期の契約を締結するため繰越明許費を計上させていただいております。その内容ですが、一般会計におきましては150億4394万9000円、特別会計におきましては3億5423万1000円、合計153億9818万円となっております。繰り越しの発生要因ですが、主に3つ挙げますと、1つは関係機関との調整のおくれ、例えば道路占有者一沖縄電力や上下水道関係、あるいは交通管理者等との調整のおくれでございます。2つ目に権利関係ですが、これは抵当権の抹消、相続手続等に時間を要したものです。3つ目に設計調整のおくれですが、具体的には工事に入るときに地盤が軟弱であることが判明したことによる設計のやり直しなどが要因でございます。

○翁長政俊委員 今の説明はハード事業が主ですよ。ソフト事業ではないのですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 今回、繰越明許費で計上している事業は、いわゆるハード事業関係が主でございます。沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金事業があるかどうかということですが、ソフト交付金事業の中でも施設整備等についてはこの中に入っておりますので、そういったものも含んでおります。

○翁長政俊委員 予算全体の繰り越しを他府県との対比も含めて聞かせてほしいのですが、沖縄県の繰り越しは毎年総予算の何%ぐらいになっていますか。40%を超えるという話も聞いているのですが、実態はどうですか。

○平敷昭人総務部長 今、手元に沖縄振興公共投資交付金—ハード交付金の資料しかないのですが、平成26年度の繰越額の割合は、予算額に対して国費ベースで32.4%となっております。

○翁長政俊委員 ハードの部分については、用地買収の問題などいろいろと起因する問題があって、なかなか当初の計画どおりに執行できない部分が多々あるということは承知しております。他府県のハード部分の執行率と本県の執行率を、私なりに皆さんの資料をもとに比べたことがあるのですが、他府県は繰越額が毎年度20%ぐらいです。この主な要因は用地買収等を含む問題だろうと思いますが、本県の場合はたしか32.4%ではなく40%を超えるという数字を見たことがあるのですが、もっと具体的な平成26年度の繰り越しのハード部分の数字はないですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 手元の資料で、いわゆるハード交付金につきまして平成26年度の国庫予算額に対する繰越額の割合ですが、先ほど総務部長が申し上げましたのは現年度分と繰越分を含めた率で32.4%でございましたが、現年度分のみで見ますと45.3%という数字になっております。

○翁長政俊委員 ハード交付金のみで32.4%というのが出たのですが、国土交通省を含めて縦割りで来るひもつきの予算、さらには震災復興のための予算が多分本県にも配置されているだろうと思っているのですが、この3つの歳入予算全体を比較して、他府県でも同じことが行われているのですから、ハード交付金のみではなく決算ベースでどうなっているかという数字はありませんか。なぜ私がこういうことを聞くかといいますと、毎年、繰り越しが出る。沖縄振興費でいえば40億円を超えるような執行残が出て、国庫に返納される。こうなってくると、沖縄の振興策の一今は予算の時期ですので、財務省、内閣府との予算の折衝の中においても、沖縄県の予算の執行率の問題というのがネックになってくるわけです。ですから、この実態がどうなっているかというのはきちんと私どもも把握しながら、執行率を上げていく努力をやっていかないと、予算は確保したいが執行率がおぼつかないというのでは相手に口実を与える問題であって、もう少しそこは県全体で、ハードのみならず執行率がきちんと上がっていくような対策が必要ではないかという観点から、危惧してこういう質疑をしているわけです。ぜひ、数字を持っていれば教えてください。

○平敷昭人総務部長 今は全体の数字を持っていないのですが、決算のときに準備していたものがあるのですが、委員のおっしゃった40億円というのはソフト交付金の不用額の数字が近いかと思われます。ハード事業というのは何十億円という不用額は出なくて、現年で執行して、執行できない場合は翌年度に持っていくと思います。ソフト事業というのは繰り越しが一施設整備ができずに使い残



った分は不用という形で、それが削減の理由になると思います。

執行率を上げる観点では、ハードに関しては先ほど債務負担行為のところで土木事務所費などがあると説明しましたが、用地交渉や設計・積算の部分の業務で、職員の人手が足りないものを民間の力をかりて早目に設計を仕上げ、年度の早い時期に発注できるようにしようということで債務負担行為を設定して、契約相手も探せるように取り組もうと考えております。ソフト事業に関しては、箱物整備等はこれと同じような考え方になるかもしれませんが、いろいろな補助金的なもの、例えば離島の交通コストや農産物の不利性解消事業など、そういうものはどうしても見込んだものより出荷がどうだったかとか、支援対象者があらわれる、あらわれないということがありますので、その辺の事業のスキームや使い方をもっと工夫して、いろいろなメニューの中でこの部分からもっとニーズの高いものに移すといったことをより緻密にやっていくことで執行率を上げていく話になるかと。どうしても予算額が大きい中で、0.何%の不用額でも積み上がるとすぐに億単位になってしまいますので、もっと執行の仕方を工夫してまいりたいと考えております。

○翁長政俊委員 私はごっちゃになって質疑しましたので、ハードとソフトを分けてみましょう。ハードの部分で、きちんとした数字はわかりませんが、交付金が900億円程度です。そして縦割りで来る、いわゆるひもつき予算が大体300億円から350億円ぐらいあると思うのです。これにプラスして復興資金が入ってくると、沖縄県が単年度内で執行する部分が約1400億円から1500億円ぐらい、私のつかみではあるだろうと思っています。この繰越額が40%を超えるということになると、他府県では例年20%ぐらいの繰越額ですが、沖縄県は倍あるのです。倍あるというのは何なのかということになると、やはり執行に問題があるのではないかと。あなた方は予算部局ですから、現実には土木建築部や農林水産部がどういうやり方でやっているのか、そこをもっと詳しく聞いてみなくてはいいませんが、ただ予算を預かっているところとしては、執行率のあり方をもっと緻密に考えていかないと全部玉突きなのです。今年度で執行できなかったものを次年度に執行するのですから、次年度はまた予算が積み上がって、全部玉突きになってしまいます。玉突きになって、常に単年度でハードの予算が40%近くも繰り越しされるという状態を繰り返しているということになると、やはりこれは県行政の問題として再度きちんと洗い直して、予算執行のあり方を全庁的に取り組まないとうまくいかないと思っています。そこはどうでしょうか。

○平敷昭人総務部長 委員の御指摘の件は、いろいろな場所で指摘をされています。そこは先ほど申し上げたような新たな取り組みも行いながら、毎月の執行状況を捕捉して、場合によってはソフト交付金であれば事業を移していく、執行見込みのないものは執行見込みのある部分や新たなニーズに移していく、あるいは市町村にも移していく。そういうことで極力執行率を上げていくという工夫を行う必要があります。ハード交付金に関しては、玉突きということもありましたが、やはり入札前の準備を極力やっておく。それから、工事発注前の前さばきがきちんとしてきているか、予算が配当されたらすぐに着手できる状態になっているか、現場での調整が進んでいない部分がないか、その辺は見直して年度の早い時期から執行できるようにする必要があります。毎月、部局長の会議も開催して執行状況を報告するようにしていますので、そういういろいろな方策で取り組んでまいりたいと考えております。

○翁長政俊委員 事業の熟度というのはやはり問題になるわけです。熟度が浅いものに予算をつけて執行するということになると、予算がついてから慌ててやり出すことになるのですから、熟度はきちんと確保した中で予算が執行されていく形をつくっていく。予算がついた時点ですぐ出ていく。これはイロハの問題ですから、私がどうこう言うものではないですが、いずれにしろこういった問題が惹起していることだけは確かなのです。翻って、今年度の予算の時期に一実はきのう、東京の自民党本部で沖縄振興調査会が開かれました。私どもも行って、向こうの党内で財務省も入れて行われた情報を聞くと、やはり財務省から指摘されたのは、ことしもソフト交付金で40億円前後の執行残が出てくると。これは何なのかという議論になっているのです。ですから、今年度予算として県が要求をしている3429億円に対しても、かなり厳しい査定の意見が出てくることになってしまうわけです。私どもはこの辺をととても憂慮しております。要求したものが、シーリングにかけられて切られる分は仕方ないとしても、きちんと所用分を積み上げてとれるという状況をつくっておかないといけないだろうと私は思っているのです。特に執行という問題についてはもう一度県庁内できちんと精査をして、これがうまくいくような形のものをぜひ確立していただきたいと御要望を申し上げておきます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 3ページの自動車取得税について、当初予算は4億円余りで

したが、急遽 5 億 8000 万円余の補正になっております。これは増税なのか、どうという理由で補正増になったのかお聞かせください。

○佐次田薫税務課長 自動車取得税の増の理由ですが、平成27年度当初予算においては、平成27年度の税制改正でエコカー減税の燃費基準の置きかえがあったことと、減税の適用区分が非課税部分、80%軽減、60%軽減の3段階であったものが、平成27年度には40%軽減、20%軽減が新設されて5段階へ拡大されたということで、減税部分が拡大されたことを見込んで平成26年度決算見込みをベースに若干の減を見込んだところでございます。ところが、ことし9月現在の新車販売台数を見ますと、前年度と同基準であります。新燃費基準に置きかえたことによって該当する自動車が減少しまして、エコカー減税の適用車が当初見込みの半分に減少したため、課税台数が増加したということでございます。

○高嶺善伸委員 ちなみに、このエコカー減税の地方税相当がなければ、どれぐらいの税収が確保できる減税なのか。

○佐次田薫税務課長 エコカー減税がなかった場合、平成27年9月末時点の見込額でいいますと、1億7758万円ということでございます。

○高嶺善伸委員 私がなぜこの質疑をするかということ、富山県に行ったときに環境保全措置を県単独で行うために県税の減税条例をつくって、県民の環境事業への協力を促進していくという独自の施策をしたのです。そのときに、減税分は歳入減になりますが、独自の県税条例での軽減については国からの財源措置はなく、それでもやるという話を聞いたわけですが、今回は地方税法に基づく減税ですので、減税になった分については国から財源措置はあるのではないかと。そういうことで、この減税がなかった場合の税収はどれぐらいかということ、今、皆さんが説明したような額ではないと思うのですが。

○佐次田薫税務課長 平成26年度の決算としては4億4900万円余りの自動車取得税がございましたが、もし減税がないことになるとプラス3億8539万円の税収入になり、約2倍程度になるということでございます。

○高嶺善伸委員 あと1点だけ聞かせてください。同じ5ページの平和推進事業費の1400万円ですが、内容を教えてもらえますか。

○平田いずみ平和援護・男女参画課班長 平和の礎の概要から申し上げます。沖縄からの平和発信の拠点として、国籍や軍人、民間人の区別なく沖縄戦などで亡くなられた全ての人々の氏名を刻んだ記念碑、平和の礎を平成7年6月に建設いたしました。その後、新たに判明した戦没者の氏名を毎年追加刻銘しております。

平和の礎の管理施設であるプレハブ及び転落防止柵は、平成7年の建設から20年たって経年劣化による腐食が進んでおり、破損状況がひどくなっております。プレハブの解体撤去及びプレハブ壁面に設置している分電盤の移設、並びに転落防止柵の取りかえを実施しなければ今後の管理運営に支障を来すことから、今回補正予算を要求するものです。

○高嶺善伸委員 先日、関連施設を見ながら平和の礎をゆっくり見させていただいたのですが、実は世界平和の鐘というものがあるのです。これはニューヨークに行ったときに国連本部の中庭にもあったし、国連の開会日には必ず世界平和の鐘をつくことになっています。これは国連憲章に基づく平和発信事業として、日本が発祥の地となる国際交流や平和祈念事業としてはおもしろいと前から注目しているのですが、この平和の礎の周辺にああいうものがシンボルとして置かれることも平和推進事業としてはいいのではないかと日ごろから思っています。せっかく関連予算の補正が出たので、こういう計画などもあわせて検討してみたらどうかと思うのですが、どうですか。

○平田いずみ平和援護・男女参画課班長 県におきましては、県民の平和を希求する沖縄の心を内外に発信し、世界の平和構築に貢献するため、平和の礎と沖縄県平和祈念資料館、沖縄平和賞などの事業を実施しております。平和の礎は「平和の波、永遠なれ」というコンセプトのもと、鉄の暴風の波濤が平和の波となってわだつみに折り返していくというコンセプトで設置されております。太平洋に面した平和の広場の中央には平和の火がとまり、平和の礎はその平和の火を中心として波状に広がって配置されていまして、世界に向けて平和の波が広がるようにとの願いが表現されております。さまざまな方法で平和を発信することは大変意義深いものであると思います。世界平和の鐘を平和の礎に設置することについては御提言として承りたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員長。

○渡久地修委員 5ページの沖縄振興特別推進交付金が市町村分で6億円とありますが、これは県の大きな財源として、入札残といったものを市町村に振りかえるということで、いわゆる不用額を新たに振りかえるという点で皆さんが努力したところはあると思いますが、なぜ市町村なのか、なぜ県では使わなかったのかという点を教えてください。

○平敷昭人総務部長 毎月の執行管理会議で執行状況、不用の状況などを把握しまして、これは6億円ですが、たしか7億8000万円の減額見込みがありました。これは入札残がかなり大きい数字だったのですが、そういったものの中で新たなニーズや増加分があるかという点と、県分として1億8000万円ほどは減額分を充てる事業がありましたが、市町村でもニーズがたくさんありまして、調整して6億円相当分は市町村に振りかえようということで対処したところがあります。

○渡久地修委員 では、これは市町村から強い要望があったということなのでしょうか。

○平敷昭人総務部長 市町村ではニーズがございまして、その分は市町村に活用していただくということで補正したところがあります。

○渡久地修委員 先ほど執行率の問題が出ましたが、県の不用額と執行率の問題では市町村分の執行率も当初はいろいろ指摘されたこともあったのですが、6億円を新たに配分したという点ではきちんと執行できるということですか。

○宮城力市町村課長 今回の事業計画の変更にあたりましては、まず繰り越しを前提にしないということがありまして、残る3カ月間で事業が完了する、例えばイベントや機器の整備、あるいは充当率が8割に満たない市町村もありまして、この充当率を引き上げるために6億円を活用する。こういった事業がありますので、交付決定後の不測の事態によって繰り越しする可能性はありますが、基本的には年度内に完了する事業を選択して計上します。

○渡久地修委員 次に、6ページの海岸保全施設整備事業費で、当初予定していた事業が他事業での実施となったことに伴う経費の減とありますが、これを少し教えてください。

○森英勇村づくり計画課班長 海岸保全施設整備事業費の減額補正理由ですが、この事業は平成25年度からソフト交付金を活用して、沖縄県の特性にふさわしい海岸を創出するための海岸整備の指針を策定する沖縄型海岸整備促進事業を実施しております。当初、この事業の中で指針案を策定し、この指針案を検証するモデル地区の整備を本事業で実施することにしておりましたが、内閣府との調整でハード交付金で対応できるのではないかという指示がありまして、本事業で予定していた工事をハード交付金で実施することになりました。それに伴い、工事費及び工事に係る委託料を減額するという補正を提出しております。

○渡久地修委員 では、ソフト交付金は減額してハード交付金は増額になっているのですか。

○森英勇村づくり計画課班長 今回はモデル地区を本事業で実施する予定でしたが、ハード交付金については、これからハード事業で採択の手続きをとらないといけませんので、平成29年度の新規事業で採択する方向で取り組んでおります。

○渡久地修委員 平成29年度というと、それまでは丸ごとなくなって、一旦事業がストップしたのですか。

○森英勇村づくり計画課班長 この事業では指針策定を行っておりますので、指針策定に係る検討委員会や環境調査、基本設計などはこの事業で実施しまして、モデル地区の工事についてのみ、ハード交付金で平成29年度以降に新規採択をして行っていくこととなります。それと並行して、この事業で指針策定の作業は同時に進めることとなります。

○渡久地修委員 交付金にはソフトとハードがありますが、結局、同じ財布という点では中身は変わらないわけですね。

○渡嘉敷道夫財政課長 厳密に言いますと、沖縄振興一括交付金—一括交付金という全体の言い方はあるのですが、その中でソフト交付金は内閣府で支出しており、ハード交付金は各関係省庁に移しかえがなされて執行されます。一括交付金の中ではありますが、そこは財布が別になります。

○渡久地修委員 ソフト交付金の分は少しふえたことになるかもしれませんが、県としてはどちらの財源が一ほかと比べると、いわゆるほかの事業にどんどん使えるという点では、今のもの方がいいのですか。

○森英勇村づくり計画課班長 工事をハード交付金で整備した場合は9割補助でございます。ソフト交付金の場合は8割ということになります。

○渡久地修委員 今あったようにソフト交付金を使う場合、ハード交付金を使う場合、そしてもう一つ、従来の補助がありますよね。そういう財源を使う場合に、同じ工事でもどの財源を使ったほうがいいのかという点で精査をきちんと最初からやっていると、今はほんの少しですが事業が大きくなれば県にとっては全然違いますよね。その辺は研究して、その分の予算がほかのものに使えるということになりますので、これからも勉強してください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、甲第5号議案平成27年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 ただいま議題となりました甲第5号議案について、お手元にお配りしております平成27年度一般会計補正予算(第3号)説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認

の取り消しについて、国土交通大臣が行った執行停止決定の取り消しを求める抗告訴訟に要する経費について、必要な予算を措置するものであります。

1 ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1334万3000円となっており、補正後の改予算額は7504億9998万4000円となります。

2 ページをお願いします。

歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをお願いします。

歳入内訳について、説明いたします。

繰越金の1334万3000円は、平成26年度決算剰余金の一部を活用するものであります。

4 ページをお願いします。

歳出内訳について、説明いたします。

知事公室の地域安全政策費1334万3000円は、国土交通大臣の行った執行停止決定の取り消しを求める訴訟に要する経費であります。

以上が、甲第5号議案平成27年度一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 抗告訴訟の件について、中身まで質疑できますか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から、総務部長に対して質疑範囲について確認がなされ、委員長から対応可能な範囲で答弁するよう指示があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。



○翁長政俊委員 今、委員長が範囲については質疑をしながらということでございますので、できる範囲で最大限に答えていただきたいと思います。

この抗告訴訟は、原因は何から起こったかという、知事が行った取り消しによって国がそれを打ち消して、この打ち消した効力をさらに県が打ち消していくというような構図の裁判に発展しております。問題点を審査して承認に至った経緯、さらには瑕疵のありやなしやというのはきちんと私どもも理解をした中で物事を進めていかないと、審査が深まっていきません。裁判の口頭弁論を読んでみても、いわゆる審査の深度の問題が問われておりました。問題は、第三者委員会から瑕疵があるという報告を受けた後に、知事公室がこれを受け取って関係部署に確認作業をさせ、その後に答えが知事公室長に上がってきて、ここで弁護士と知事公室長が審査をして取り消しを決定したということですが、それで間違いありませんか。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 本会議で知事公室長も答えておりますが、第三者委員会の報告を受けて各部局での確認、そして弁護士及び知事公室内での調整を踏まえて、第三者委員会の瑕疵があるという報告は妥当であるということで取り消しに至ったものであります。

○翁長政俊委員 知事公室で審査をしたと言っているのですが、本来取り消しを決定するときには、精査ですか、審査ですか。県の機関で行政行為を行う以上、この機関が持っているチェック機能というのは担当部局による審査という形で進められますよね。この審査を経ずに、私が言っているのはなぜ再審査をしなかったかということです。瑕疵ありという報告が来た後、各部局におろしていくときに、きちんと再審査が必要だろうと私は思っています。再審査をしないで、知事公室で弁護士と相談をして、いわゆる精査をして取り消しを決定したということ言っているのです。なぜそういう手続になったのですか。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 繰り返しになるかもしれませんが、第三者委員会の報告書を受け取りまして、各部で確認をしていただき、私ども知事公室と弁護士で内容の精査を行いました。そこで取り消し得べき瑕疵があるということを主管部局に伝えまして、主管部局から最終的に取り消しを行ったものでございます。

○翁長政俊委員 本来は主管部局で瑕疵があるかどうかは審査しないといけま

せんよね。知事公室の中でこの審査ができるのですか。審査をする機能を持っていますか。

**○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** まず、設置された第三者委員会は法律面の専門家の弁護士が3名、そして環境面の専門家が3名ということで、2月から6月まで12回にわたって専門的な瑕疵の有無をあくまでも法律的に検討してございます。その検証結果の精査につきましては、知事公室におきましても弁護士を交えての法的な側面、そして私どものほかに農林水産部、土木建築部、環境部の兼務発令職員もおりますので、庁内のある面で専門的な観点から作業を行ってきたところでございます。

**○翁長政俊委員** 専門家というのですが、これは新たにつくられた辺野古新基地建設問題対策課のことを言っているのですか。

**○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 第三者委員会の6名のうち環境分野の3名の専門家がおります。辺野古新基地建設問題対策課の中にもそれぞれ土木建築部、農林水産部、環境部のいわゆる技術系の職員が配置されております。

**○翁長政俊委員** 公有水面埋立法からいうと、この公有水面埋立法の瑕疵、要するに許可を与える、チェックをする主管部は土木建築部なのです。土木建築部、農林水産部、環境部に意見を求めて、そこで審査基準に基づいてきちんと審査をして、それから承認なのか、不承認なのかという答えが出てきて、そこで知事が知事の裁量をもって—これは幅広い裁量が認められていますので、知事がノーということもできるし、イエスということもできるのがこの法律の建前なのです。そういうことからいうと、第三者からの報告を受けて、どうして主管部である土木建築部や農林水産部で再審査という手続をとらなかったのかというのが私は理解できません。承認を与えるときには、願書が出てきて、それを主管部で9カ月もかけてやったわけです。それと同じプロセスを踏めば、もっと県が主体的に審査をやり直したという形になるだろうと思っているのですが、そこはどうですか。

**○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 6月に辺野古新基地建設問題対策課を発足したところでございますが、辺野古問題に関する総合的な企画調整を行うということで、職員の配置上は土木建築部、農林水産部、

環境部の職員に兼務発令をして、各部との密接な連携を行える体制をとっているところでございます。ですから、土木建築部、農林水産部が単独でやるべきかということもあるかもしれませんが、私どもの辺野古新基地建設問題対策課でいわゆる精査に向けた手続は十分に行えるものと考えております。

○翁長政俊委員 知事公室でやるのではなく、やはり主管部に審査を委ねるべきだっただろうと私は思います。その結果、知事公室では取り消しの起案ができなかった。結局は土木建築部に持って行って、土木建築部で起案せざるを得ない。ということは、これはやはり主管部は土木建築部なのです。本来であれば、あなた方がきちんと精査をして、弁護士と相談して取り消し得べき瑕疵を認めたというのであれば、これは当然あなたが言っているように知事公室で取り消しの起案をしてもおかしくなかったのです。しかし、それは要件に適合しない。だから土木建築部にもう一度フィードバックして、土木建築部で起案せざるを得なかったというのが実態だろうと私は思っています。そのことについてはどう思いますか。

○砂川靖総務統括監 埋立申請関係の認可の手続に関しては土木建築部の所管になっていきますので、当然、承認もそうですし、取り消しも土木建築部が行うという整理で行われております。委員のおっしゃるように、仕方なく土木建築部に戻したということではございません。

○翁長政俊委員 では、なぜ土木建築部で再審査をしなかったのですか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、砂川総務統括監から、埋立承認時と同様の手続をとらなくても第三者委員会の検証結果を受けて、土木建築部も含めた県庁内の精査による取り消しの判断は可能である旨の説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 休憩中に御意見を拝聴させていただきましたが、やはり行政行為というのは行政法にのっとって行わないといけません。行政法は何かというと、埋立申請の主管部は土木建築部であり、そこで審査基準というきちんと

した基準にのっとして許可するかどうか審査しなさいとなっているわけです。第三者委員会というのは県外の機関です。県の機関ではありません。県の機関ではないところから出てきた報告を受けて、それを県の機関におろして、そこでもう一度、審査基準に合わせてどこに瑕疵があったかきちんと精査した上でやっていく手続がより県民にわかりやすいし、どこに問題点があるかというのが浮き彫りにできると思っています。主管部でもない知事公室で、にわか仕込みの辺野古新基地建設問題対策課をつくって、専門家が全て集まってここでやりましたというのですが、ここでは審査基準に合わせて精査をしたのですか。審査と精査は違うのです。審査は、行政法上でいわれる法にのっとしてきちんと行うのものです。精査は、もっと砕いて言えば、今、上から出ている結果を見直しなさいというのも精査のうちに入るのです。そういう手続がとられているから、もう少し理解できるようなやり方がほしかったと思います。

それから、どうしても理解できないものが1つあります。仲井眞前知事のとときに職員がやった行為は適法であった。しかし、審査してみたら瑕疵があったというのです。一般の人が聞くと、手続が適法に行われたものの答えは適です。間違った審査をした中で出てくるものは否です。これは全く論理矛盾した形のものが出てきているので、どんなに聞いてもすくとんと落ちてこないのです。なぜそういう結果になるのか。方程式でも、式が当たっているものの答えは当たり前なのです。答えが間違っているものは式が間違っているのです。そこがわからないのです。

**○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課** 県としましては、承認当時、公有水面埋立法及び審査基準に照らして審査をしていたものと認識しております。そのことで承認に瑕疵はないと考えていたところですが、しかしながら、第三者委員会の報告書を受けてこれを精査しましたところ、判断過程に合理性を欠いていたことなどから承認を取り消し得べき瑕疵があるものと認めるに至ったものでございます。

**○翁長政俊委員** これが県の公式見解ですから、いわゆる前の審査は適合だったが、よく精査してみたら思いが至らなくて考慮不尽でこういう結果になりましたと。重大明白な瑕疵があったから取り消せるのです。微々たる、要するに軽く深みのない瑕疵であれば補正をすれば済むことなのです。今回行った取り消しは、重大明白な瑕疵が見つかったから取り消したのです。それを見落としした県の職員がいるわけです。このことによって、皆さんが申し立てているサンゴの破壊や自然破壊など、沖縄の自然環境に大打撃を与えると言っているわけ

です。こういうミスをした職員をそのまま放置するのですか。重大明白な、誰が見てもおかしいと言われるミスを見落としたのです。そして、自分たちのミスをもとにして願書を出した相手方に責めを負わせているのです。これは道理としてやはりおかしいです。ミスをした者が自分で責任をとって、その中から悪いがあなた方も責任をとってくれというならわかりますが、自分たちはミスをしたが何ら責めを負わずに、申請してきた相手方に全ての責任を負わせるというのはどう考えても理解ができません。論理矛盾です。そういう結論を出しているとは思いませんか。責めを相手に負わせているのです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平敷総務部長から、当時の職員の行為については地方公務員法上の懲戒処分を受けるような非違行為には当たらないとの補足説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 審査した結果が重大明白な、沖縄の環境に多大なリスクを与える。これが県の申し立てる内容になっているわけです。大自然をどうして壊すのかということですが、壊す許可を出した審査過程の中でミスしたのは県の職員です。知事判断というのは知事の裁量で行った範囲ですから、そこは問題ありません。これは翁長知事にも裁量権があるし、仲井眞前知事にも裁量権がありました。そこはきちんと明白にするべきです。重大明白な瑕疵を犯した職員に懲戒処分の責めを負わせない。これが社会的に大きなリスクだったらどうするのですか。今、そうなっているのです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、砂川総務統括監から、職員は従前までの基準に基づき審査したので懲戒処分の非違行為には当たらないとの補足説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 今、言われているように職員の責任ということになるのであれば、当時は適法だったが、精査をしてみれば瑕疵を見落としていたということを行っているわけです。今は仮の話をしたのですが、国が勝つということになると土木建築部や審査をした職員が正しかったということなのです。知事公室長は、それを今、瑕疵があると言って申し立てているわけです。こんな言葉は使いたくないのですが、逆に知事公室が被告に立つのです。土木建築部は、自分たちが行った審査は司法によって瑕疵がなかったということがきちんと立証できます。そうなったら県の内部はどうなるのですか。これが3カ月後に来るのです。高等裁判所の判決は2月中ぐらいには出るはずですから、立場が全く逆転するのです。ですから、責任の問題というのはそういう形で、県庁内部で業務を行ったのが間違っていたかどうかという話ではなく、本来なら県庁全体で責任をとって、正しい審査であれば正しいというものを原点にして物事に当たっていかなければ、結論が出てくると変な格好になります。脱線しているというので余り言いませんが、ただ、瑕疵があったというプロセスの問題と瑕疵がありやなしやという問題は裁判で明確になるでしょうが、先ほど私が言ったように、県が敗訴したらどうするかということは考えていますか。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 今はまだ裁判中ですので、県の主張が正しいということをしつかり立証していきたいと思っております。

○翁長政俊委員 当然、そこを言ってもらうことが一結果が出た後に、あなた方がどういう態度に出るかを、もう一度きちんと目に焼きつけておきたいのです。皆さん方が自分のところに瑕疵があるとして申し立てたほうが、いわゆる過ちでしたという形になりはしないかと心配しています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、1334万3000円の内訳を教えてください。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 今回、提案している抗告訴訟に係る補正予算1334万3000円となっておりますが、内訳としましては旅費が418万円、委託料が916万3000円となっております。

○**當間盛夫委員** 委託料で900万円ということですが、内容を教えてもらえますか。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 委託料の内訳としましては、今回、4つの法律事務所、7名の弁護士に抗告訴訟の訴訟業務を委託する予定としております。その委託料の総額が916万3000円となっております。

○**當間盛夫委員** そういう裁判などは全然わからないのですが、ちなみにこの裁判はいつまでで、どうあるのですか。今回これを行って、これだけの費用がかかるわけですよね。これはいつまでのものになっているのですか。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 委託料の916万3000円につきましては、今回、地方裁判所に訴えることにしておりますが、それが終結するまでの弁護士費用でございます。

○**當間盛夫委員** 県の一般財源から、県民の血税で1300万円ということになるわけですから、これは翁長知事が公約実現のために行うものですので、それはしっかりと対応すべきだと思います。しかし、やはり税金ですから、これが終わるまでという話ですが、改めて追加云々ということはないという考えでいいのですか。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 委託料について、地方裁判所に関しては追加することはないと思っております。今回、同時に旅費を計上しておりますが、これは年度内の訴訟費用対応分ということで考えております。仮に新年度まで継続した場合、旅費はまた新たな手当てが必要になる可能性がございます。

○**當間盛夫委員** 今、皆さんが言っている旅費関係の400万円は増があるだろうということですが、委託料の弁護士、法律事務所に関する部分の支出はもうないと。終結するまで900万円という認識でいいのですか。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 7名の弁護士で、この経費で終結すると思っております。ただ、裁判の場合は途中で意見書を訴訟の関係で追加したりというケースもございます。そういった場合には追

加の費用が出る可能性はございます。

○**當間盛夫委員** 私は、この裁判の終わりが見えていたらいいと思うのです。半年で終わるとか、1年で判決が出るとか、ではこれが2年、3年かかったらどうなるかということも懸念する部分があります。そして、これが終わっても、また新たな部分が出てきますよね。今回は代執行の取り消しに関する部分の裁判を起こしました。私たちの認識では、わからない部分がありますが、また裁判が繰り返される想定を皆さんはしているのですか。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 今、起こされている代執行訴訟、そしてこれから起こす予定の抗告訴訟とも、それぞれの要件が訴状に明記されていますので、あくまでもその件に関しての訴訟となります。

○**當間盛夫委員** では、これから想定されるいろいろな設計変更等々が出てきた際にも、そういう事例で一つ一つという考えでいいですね。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** 仮定の質疑なのでお答えしにくいのですが、その可能性はあるかと思えます。

○**當間盛夫委員** これから何年かかるか見えてこないところもありますし、裁判をするにもこれだけの費用がかかるという認識も我々はしっかりと持っていないといけないと思っております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 中身は米軍基地関係特別委員会で行いますが、行政不服審査法、並びにそもそもの原因をつくったことについて見解を少し正しておきたいと思っています。まず、行政不服審査法の第1条第1項を読み上げてもらえますか。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** この法律の趣旨、第1条です。「この法律は、行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ると



ともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」。

○玉城義和委員 簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るということですが、ここでいう国民というのはどういう人を指しますか。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 いわゆる私人、我々普通の人々を指して、国や地方公共団体は通常含まれないものと考えております。

○玉城義和委員 私人ということですよ。それで、県は結局出してくれませんでした。東京経由で手に入れた資料を見ると、平成27年10月13日審査庁国土交通大臣石井啓一殿。この審査請求人はどうなっていますか。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 審査請求人は沖縄防衛局長井上一徳となっております。

○玉城義和委員 そこで、この審査請求人は沖縄防衛局長井上一徳になっていますが、これは私人ですか、公人ですか。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 国の審査請求ではいわゆる私人一事業者の立場としての請求だということになっていると思います。

○玉城義和委員 県の見解を聞いているわけです。これは、沖縄防衛局長になっています。要するに、沖縄防衛局の代表として来ているわけです。したがって、先ほどの行政不服審査法でいう国民は私人という見解でしたよね。その見解に立って改めてはっきりしてもらいたいのですが、沖縄防衛局長井上一徳という方が行政不服審査法に基づいて審査請求書を出しているわけです。そして、執行停止申立書も出しています。これは、沖縄県としては私人として認めているのか、それとも役所の代表として公の機関として考えるのか、ここははっきりしてもらいたい。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 私どもはこの審査のときにも申し上げておりますが、いわゆる私人たり得ない、国の機関であると考えております。

○玉城義和委員 そうすると、これは裁判の争点にもなり得るわけですが、結局この行政不服審査法にそもそも違反をする。要するに、これだけのボリュームがあるわけで、これを読んでいると辺野古の埋め立ての必要性などが全面展開されているのです。こういうのは、一私人が辺野古の埋め立ての必要性を論ずるには適合しないわけです。明らかに沖縄防衛局を代表して、あるいは防衛省を代表して論述をしていると我々を見るわけです。そうすると、今回の裁判を含めて、そもそもが行政不服審査法に違反するというように沖縄県としての見解があるということでもいいですか。

○池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長 委員のおっしゃるとおり、行政不服審査法の本来の目的とは全く相入れないものだと思っております。

○玉城義和委員 中身については米軍基地関係特別委員会で議論をしますが、いずれにしても、県として行政不服審査法にそもそも違反をする。要するに沖縄防衛局として意見を出しているとは理解しているということを確認したいと思っています。

それから、先ほどの議論で沖縄県の中で間違った判断があったのではないかという話ですが、恐らく我々が百条委員会を含めての感じで言えば、沖縄県職員はこういう環境影響評価で環境は守れないということが最後まであったのではないかと。ところが、1カ月ぐらいブラックホールがあって、メモも何もないわけですから、我々は百条委員会でも実証できなかったわけです。沖縄県職員は、恐らく最後までこの環境影響評価ではなかなか環境を守れないという立場であったのではないかと。しかし、そこを知事が政治判断をもってああいう承認にこぎつけたのではないかと、我々は百条委員会では理解したのです。ですから、先ほどの議論もありましたが、そこに落ち度があるということではなく、むしろ私は沖縄県知事の政治判断がこういうことを生んでいるというのが真実に近いのではないかと考えております。その辺は、メモも何もなくて実証できませんでしたが、恐らく百条委員会の中ではそういう流れがあったと私は思っております。先ほどの議論を聞いていました。この中身については米軍基地関係特別委員会で質疑しますので、今の県の見解をもとにしていきたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 今回の裁判費用の議案ですが、争点は知事の取り消し処分が正当かどうか、あるいは国の行政不服審査法に基づく執行停止が不当だということに訴えている、そういったものが問われてくると思いますが、同時に沖縄県民の民意を無視しているという点で民主主義の問題も問われてくると思いますので、その辺は皆さんもしっかりとやるとと思いますが、1つ聞きたいのは、18日の最終本会議でこの訴えの提起の議案と予算が可決された場合、本会議ではいろいろな訴状の準備などを行って速やかにと言っていました、いつごろになりますか。年内には訴えるのか、見通しを聞かせてください。

○**池田竹州基地防災統括監兼辺野古新基地建設問題対策課長** かなりの量の物理的な作業が必要になるかと思えます。訴状や関係する証拠書類等が整い次第ということで、年内あるいは年明けというのは現時点ではお答えすることは差し控えさせていただきたいと思えます。

○**渡久地修委員** これが可決されたら、県民もぜひ屈服しないで頑張ってもらいたいという願いが相当あるので、早目にやっていただきたいと要望して終わります。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、甲第5号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時21分

○**山内末子委員長** 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

お手元にお配りしております平成27年第8回沖縄県議会（11月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

1 ページをお願いします。

乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

沖縄県行政機関設置条例では、第3条で福祉保健所の設置について規定し、第5条で保健所の設置について規定しております。

福祉保健所は、福祉及び保健に関する事務を行う組織として保健所を併置しており、両機関は一体のものとして業務を行っているところですが、今般、福祉に関する機関と保健に関する機関を分けることとしたため、福祉保健所から保健所の機能を分離し、福祉保健所を福祉事務所とすることといたしました。

この議案は、沖縄県行政機関設置条例第3条で規定する各福祉保健所について、それぞれ福祉事務所に改めるものであります。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 人数的には何名いて、何名がどう振り分けられるのですか。各事務所ごとにいろいろと違うのですか。

○砂川靖総務統括監 おのおのの配置定数については調整している段階でございまして、ただ総数として現在の福祉保健所の総数と分離した後の福祉事務所と保健所の総数は変化はないと考えております。

○當間盛夫委員 人数はそのまま、その中で福祉事務所と保健所に分けると。比重的にはどう考えていますか。

○砂川靖総務統括監 各圏域の福祉保健所によって異なりますが、特に宮古・八重山圏域においては保健所のほうが比重は高い状況です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要を申し上げますと、法律の改正により、採石業務管理者試験合格者と同等資格の認定申請手数料及び砂利採取業務主任者試験合格者と同等資格の認定申請手数料に係る規定中、法を引用する条に変更が生じたため、規定を整理するものであります。

なお、この条例は、平成27年12月26日から施行することとしております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の3ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い納税の猶予制度に係る規定を整備する等のほか、納税者の利便性向上を図る観点から、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するため、申請による換価の猶予を新設するほか、現行の徴収の猶予及び職権による換価の猶予に係る手続等について見直すものであります。

次に、納税者の利便性向上を図るため、現行では課税を行った県税事務所等において交付することとなっている納税証明書について、いずれの県税事務所等においても交付できるようにするものであります。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の4ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、平成27年度を目途として条例の規定について検討を行うこととしている現行の附則の規定について、その検討結果に基づき、同条例の一部を改正するものであります。

具体的には、条例の規定について、次に検討を加える時期を平成32年度をめぐりすることとしております。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の5ページをごらんください。

乙第14号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

この議案は、沖縄県公文書館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者を公益財団法人沖縄県文化振興会とし、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

なお、指定管理者となる団体については一般に公募を行い、民間専門識者等の意見を踏まえて決定しております。

以上で、乙第14号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 ここには1回行ったことがあります。所蔵資料は非常に貴重な物がたくさんありますよね。ここに沖縄県文書、琉球政府文書、行政刊行物、沖縄関係資料とありますが、全体でどれぐらいの数があるのですか。

○宮城嗣吉総務私学課長 所蔵資料は、平成25年度末時点ではありますが、沖縄県文書が1万9000冊、琉球政府文書が16万冊、行政刊行物が1万3000冊、沖縄関係資料が4万6000冊、琉球列島米国民政府—U S C A R文書が2万7000冊になっております。

○渡久地修委員 この所蔵資料というのは、例えば、アメリカで公開された公文書などを手に入れてどんどんふえていったりするのですか。

○砂川靖総務統括監 開館当初からアメリカの米国公文書館にあるU S C A R関係の文書、あるいは海兵隊関係の文書、それから写真等はほぼ収集は終わっていると考えております。ただ、それ以降も個人からの寄贈や寄託等があればふえていくという関係になっております。

○渡久地修委員 基本的には収集は終わっているという認識ですか。

○砂川靖総務統括監 沖縄県政文書以外はほぼ終了していると考えております。

○渡久地修委員 この指定管理者の指定ですが、これを沖縄県民の財産として



活用していく場合、今はいろいろな研究などを行っていると思いますが、例えば2万7000冊のUSCAR文書とか16万冊の琉球政府文書というのは、全て公開できる状態なのですか。

○砂川靖総務統括監 公開するためには一旦整理をして、目録を作成する必要があります。それぞれの目録の作成等が完成している琉球政府文書やUSCAR文書については公開できますが、県政文書は一部、そういう整理が終わっていないものについては公開されていないところです。

○渡久地修委員 USCAR文書については、ほぼ公開されているのですか。

○砂川靖総務統括監 厳密な確認はしていませんが、収集したのは大分以前なので、私が見る限りはほぼ大丈夫だと思います。個人情報等があつてマスキングされているものはまだ公開されていないと思いますが、そういった処理が終わったものについては公開可能になっていると思います。

○渡久地修委員 例えば、USCAR文書というのは米軍が占領して沖縄民政府を立ち上げてから復帰までの文書だと思うのですが、非常に貴重なものがたくさんあると思います。それを専門に研究してまとめる専門員というのは、この指定管理者の中にはきちんといるのですか。

○砂川靖総務統括監 公文書館は試験研究機関というより、歴史的に価値のある公文書を保存して利用に寄与しようということですので、専門員は資料等の作成において自分が研究した成果を発表したりしますが、担当はそれぞれの文書部に置いています。専らUSCAR文書だけを研究して、その研究成果を公表するという性格のものではないと理解しております。

○渡久地修委員 何名かの専門員がいると思いますが、この専門員というのは文書の中身一学術的な専門員なのか、それとも文書を保存、修復するための技術的な専門員なのか、どちらですか。

○砂川靖総務統括監 日本国においては欧米のようなアーキビストというような資格はありません。今、専門員として活躍されている方々は、こういった公文書館や図書館、博物館等の学芸員業務に携わった経験がある、あるいは英語が堪能、また大学でそういった研究をしていたという方々が専門員として活躍

している状況です。

○渡久地修委員 県の事業で、マイクロフィルムか何かにおさめて公表する事業を行っていますよね。それはいつまでで、進捗状況はどれぐらいですか。

○宮城嗣吉総務私学課長 平成33年度までの予定でデジタル・アーカイブズ事業を行っておりますが、デジタル化してから保存し公表するという事業で、平成27年8月31日現在までの実績で、16万簿冊の予定に対して3万3500簿冊になっております。

○渡久地修委員 私はここの中に入って修復作業を1回見たことがあるのですが、本当に気の遠くなるような作業を一生懸命やっていましたが、これはとても重要な資料なので、沖縄の歴史にとっても、日本の歴史にとっても、USCARで27年間異民族支配にあったのは沖縄だけですから、これはきちんと歴史的にまとめていかないといけないようなとても大事な仕事なのでこの指定管理者はずっと一貫してやっていますよね。ですから、ぜひこの専門性を生かしてこの事業がうまくいくようにやっていただきたいと思いますが、総務部長、このアーカイブ事業と指定管理の収蔵品、そしてさらに集めることも含めてここはきちんとやってもらいたいのですが、どうですか。

○平敷昭人総務部長 収集は一定程度終わりましたが、この貴重な文書をデジタル・アーカイブズ事業を使って広く公開できるように、なお一層取り組んでまいりますとともに、引き続き利用しやすい環境づくりにも努めてまいりたいと思います。

○渡久地修委員 向こうで見た琉球政府文書の中に、今で言う庁議の記録や局長誰々が出席してどんな発言があったとか、こういうものがあるわけです。そういう意味では、歴史の動きを研究していくには手にとるようになる貴重な文書がたくさんありますので、そこは非常に大事にしてやっていってほしいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 公益財団法人沖縄県文化振興会が平成19年から始まってずっ

とということですが、指定管理者が行っている仕事は設置及び管理とありますが、どこまでが仕事の範疇になっているのですか。

○宮城嗣吉総務私学課長 条例で公文書館の業務とされているもののほとんどを指定管理させておりますが、具体的には公文書等の収集・整理事業、公文書等の修復措置も含めた保存事業、公文書等の利用普及事業、それから会館の管理業務が主な業務になっております。

○當間盛夫委員 この指定管理者になるその団体で、何名いらっしゃるのですか。

○宮城嗣吉総務私学課長 指定管理業務に携わる職員で、役員と県派遣職員を除きまして33名おります。

○當間盛夫委員 この開館は平成7年ということになっていますが、入館料無料ということで、年間の入館者数はわかりますか。

○砂川靖総務統括監 平成26年度の実績で、入館者数は1万4393人です。

○當間盛夫委員 これは年々どのような推移になっていますか。

○宮城嗣吉総務私学課長 過去5年を見ますと、平成22年度が1万5243名、平成23年度が1万2595名、平成24年度が1万7174名、平成25年度が1万4600名、平成26年度が1万4393名となっております。

○當間盛夫委員 平均して大体1万5000名の入館者ということですが、これだけ沖縄の大事な歴史を含めた資料でしょうから、広く県民にこれだけの資料があるということをもっと告知しながら、入館者、資料の閲覧も含めて、利用の促進については県としてどのような形でやっていく予定ですか。

○砂川靖総務統括監 利用普及関係についても指定管理の業務の中に入っています。指定管理者はそれを踏まえて、例えば移動展や特別展、あるいは公開講座や講演会、こういったもろもろのを行うということで、ホームページも更新して情報発信に努めているところです。

○**當間盛夫委員** 指定管理の額が決まって、30名近くの皆さんの人件費などを含めて全て入っているということでしょうが、もう少し県としても指定管理費を払っているから全て向こうがやるという話ではなく、これだけ歴史的な資料を持っているわけですから、指定管理だから任せるといふところもあろうかと思いますが、できるものは県も一体となってやってもらえればよいと思っております。

○**宮城嗣吉総務私学課長** 指定管理者制度につきましては、毎年、業務実績評価としてモニタリングを行っております。外部の指定管理者制度運用委員会で評価しております。評価項目としましては、県民の公平な利用、サービスの向上、利用促進の取り組みはどうか、経費の適正な会計がなされているか、あるいは管理の確保に関する体制はどうか、そういった項目を外部委員で評価しております。そこで改善点ということで指摘されたものを次年度以降に反映させるように取り組んでいるところでございます。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案当せん金付証票の発売について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○**平敷昭人総務部長** 資料の6ページをごらんください。

乙第21号議案当せん金付証票の発売について御説明いたします。

この議案は、平成28年度において本県で発売する当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売限度額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。

発売限度額は、143億円としております。

以上で、乙第21号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**山内末子委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。  
次に、乙第22号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の7ページをごらんください。

乙第22号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成27年12月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、都道府県知事が議会の同意を得て、任命することになっております。

御提案いたしました玉城きみ子氏は、人格が高潔であり、また、小学校校長や大学准教授等を長年勤め、教育に関する豊富な経験と知識及び実績を有しており、教育委員会委員として適任であるため、議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第22号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案沖縄県行政不服審査会条例について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の8ページをごらんください。

乙第23号議案沖縄県行政不服審査会条例について御説明いたします。

この議案は、行政不服審査法第81条第1項の規定により、執行機関の附属機関として設置される沖縄県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

条例の概要を申し上げますと、附属機関の名称を沖縄県行政不服審査会とし、審査会の組織、委員の任命・任期、守秘義務、専門委員、議事、罰則等を定めるものであります。

以上で、乙第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 条例改正の目的が下に書いてありますが、審査請求についての裁決の客観性・公正性を高める観点から、不服審査会という附属機関を設けるといっていますが、これまでは客観性・公正性という点ではどうだったのですか。

○平敷昭人総務部長 これまでは行政不服審査に関しましては処分庁に対して不服申し立てというものがありました。また、上級庁に対して審査請求というものがあつたわけですが、例えば処分にかかわった当事者が不服申し立てに対応したり、審査請求に対応したりした部分があつたのですが、改正後は審査請求という形に統一するという事で、審査請求に対して、まずは審理員という処分に関与していない人物が意見書のようなものをつくります。それを最終的に裁決に出す前に第三者の機関である不服審査会というところに諮問をして、その答申を経た上で裁決をするということで、不服審査請求をする方の権利の保護という観点から、より公平性・透明性が確保される制度だと思っております。

○渡久地修委員 今の説明だと、処分したところが審査請求を受けて、またそこも同じところが、処分庁が審査したということでしょうか。

○平敷昭人総務部長 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 最近の審査請求として県に出された不服審査は何件ですか。具体的に何に基づいて幾らというのを教えてください。

○砂川靖総務統括監 昨年度の実績で128件です。一番多いのは生活保護関係の件数で61件、それから児童扶養手当関係が30件、特別児童扶養手当等の支給に関するものが13件、県税関係が8件となっております。

○渡久地修委員 これは8ページの下に書いてあるように、県民の権利、利益の救済、そしてそれに不服があるときは申し立てるわけですよ。合計128件の申し立てがあって、裁決した結果、県民側の申し立てが通ったのは何件ありますか。

○宮城嗣吉総務私学課長 平成26年度申し立てられた件数が128件ですが、そのうち処理件数が100件になっております。うち、不服が認められたものが27件で27%になります。

○渡久地修委員 128件の申し立てがあって、100件は受け付けたということですか。残りの28件は受け付けもされなかったということですか。

○宮城嗣吉総務私学課長 128件のうち、平成26年度中に裁決までいったものが100件ということで、残りは継続と取り下げになります。

○渡久地修委員 この27件の内訳は、先ほどあった、例えば生活保護の件で幾らなどがわかれば教えてください。

○宮城嗣吉総務私学課長 生活保護法は61件処理しまして、認容は6件です。児童扶養手当法の関係では16件処理して13件認容されています。特別児童扶養手当の関係では9件処理して7件が認容されています。県税関係は7件の処理で認容はございません。

○渡久地修委員 簡潔でいいのですが、例えば生活保護法の審査請求の場合に、訴えが認められたというのは、大まかでいいのですが、例えば生活保護が打ち切られたことを不服として申し立てがあって、審査の結果、訴えが認められたとか、そういった事例で幾つか紹介できるものがあれば教えてください。

○砂川靖総務統括監 今は詳細な資料を持っていないのですが、認容されたケースでは、例えば診断書を別の医者からとって、最初の診断書よりも訴えた側に有利な内容の診断が出て、それに基づいて処分内容を変更したというものが目立つかと思います。

○渡久地修委員 今回、新しく条例が変わると、例えば各市町村が行ったものに対して県に不服があった場合も出てきますよね。生活保護などの審査請求は上級庁に出てくるのではないですか。

○宮城嗣吉総務私学課長 市町村長が処分したものについては市町村長にという形になります。

○渡久地修委員 市町村から上級は県ではないのですか。

○宮城嗣吉総務私学課長 上級という位置づけにはなりません。

○渡久地修委員 では、この生活保護で出されているものは県の福祉事務所の分ですね。これが出されてきた場合に、審査をするのは全て総務部ですか。それとも各所管部がやるのですか。

○砂川靖総務統括監 先ほども説明したのですが、新たに審理員という職が置かれます。今は配置定数を考えている段階で、審理員は総務部に設置するという事で考えているのですが、今後の件数次第では、例えば本庁の管理職等一別の組織の管理職を審理員に任用することも検討する必要があるかと考えている段階です。

○渡久地修委員 では、県に出される審査請求は全て審理員のところにまとまって、そこから行政不服審査会に一何名か任命するのか。そこに振り分けていくということですか。



○宮城嗣吉総務私学課長 審理員が審理手続を行いまして、審理員意見書が審査庁に提出されます。その審理意見書をあわせて審査庁から行政不服審査会に諮問をして、そこで審議していただいた答申を得て、その答申を考慮して審査庁が裁決するという流れになります。

○渡久地修委員 審理員を置くわけでしょう。そして、そこでやる。そうした場合に、次はそこを行政不服審査会—審理員というのは全て固定した人たちですか。審査会も固定した人たちですか。その案件ごとに任命された人がかわっていくのかということを知っているのです。

○砂川靖総務統括監 審理員は職員です。これは独立して業務を行います。従前も処分庁が審査庁になり得たわけですが、それでは公正性に疑問を持たれる可能性がありますので、審理員という職を設けて、この人が独立して審理員意見書を書きます。それを審査庁に送るわけです。この場合、処分庁と審査庁が同じこともありますが、審査庁はその審理員意見書を尊重した上で裁決書案をつくって第三者機関である行政不服審査会に諮問をします。その答申を受けた上で裁決します。この第三者機関というのも従前にはない制度で、今度の法改正で新たに設けられて、より公正性・客観性を高められるという仕組みに変わったということです。

○渡久地修委員 では、審理員というのは何名でしたか。

○砂川靖総務統括監 審理員は職員ですので、組織定数についてはちょうど編成作業をしている段階ですが、その中で何名にするのか検討しているところです。

○渡久地修委員 仮に5名で行った場合、この5名はずっと任命されて、1年なら1年間ずっとこの5名がこれを扱うのか、その案件ごとに審理員はかわっていくのか。それから、行政不服審査会も固定した方々かということを知りたいのです。

○砂川靖総務統括監 審理員は特定した人を任用しようと思っています。各人独立して案件ごとに意見書を書きます。行政不服審査会は第三者機関で非常勤特別職として固定したメンバーを設置するということです。

○渡久地修委員 要するに、県に上がってくるものは審理員という特定した独立した人たち、そして行政不服審査会も県の中に置く独立した人たち、これは土木や税制、生活保護など全てばらばらではなく、1カ所ということですね。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第24号議案沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の9ページをごらんください。

乙第24号議案沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例について御説明いたします。

この議案は、地方自治法第228条の規定に基づき、行政不服審査法の手続に関する書面等及び主張書面等の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

条例の概要を申し上げますと、審理員による審理手続及び附属機関による調査審議手続に関して提出された書面等の写し等の交付に係る手数料の種類、額、減免等について定めるものであります。

以上で、乙第24号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 資料の10ページをごらんください。

乙第25号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

この議案は、行政不服審査法の全部が改正され、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、不服申し立ての種類が一元化され、審理員制度及び行政不服審査会等への諮問手続が導入されること等に伴い、関係条例の規定を整備するため、条例を改正するものであります。

条例の概要を申し上げますと、1点目に、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されることに伴う規定の整備、2点目に、条例に基づく処分のうち、同様な手続が確保されるものについて審理員手続の適用の除外、3点目に、条例において引用している行政不服審査法の条項等の整理等を行うものとなっております。

以上で、乙第25号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号を除く総務部関係の請願平成26年第3号外1件及び陳情平成24年第84号外12件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号につきましては、企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において質疑することとしております。

ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会請願・陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、請願・陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、請願が継続2件、陳情が新規1件、継続12件となっております。

請願及び陳情の継続14件につきましては、処理概要の変更はございませんので、新規の陳情について御説明いたします。

16ページをごらんください。

陳情平成27年第110号国立大学法人に対する運営費交付金の充実及び確保に関する陳情につきまして、その処理概要を御説明いたします。

琉球大学は、地域社会に貢献する人材育成を目指し、亜熱帯・島嶼県に位置する高等教育機関として、地域特性や地域の強みを生かした教育研究を推進しております。

また、沖縄21世紀ビジョンで示された将来像の実現や地方創生の推進を図るため、平成27年9月に、沖縄県との間で包括連携・協力に関する協定を締結し、両者の連携のもと、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に貢献することとしております。

国立大学においては、毎年、運営費交付金が減少する中、業務の効率化や受託研究・寄附金の獲得などの経営努力を行ってまいりましたが、今後、さらなる運営費交付金の削減が行われた場合、国立大学に期待される役割を十分に果たせないことが危惧されます。

今後の地方創生の推進に向けては、国立大学が持続的に教育・研究・社会貢献などの機能を拡充する必要があり、そのためには高等教育予算の安定的確保

が不可欠であります。

県としましては、本県における琉球大学が担う役割と責務を十分に果たせるよう、国立大学法人の運営費交付金の充実及び確保を図ることが必要であると考えております。

以上で、総務部所管の請願及び陳情について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、請願第1号について、教育庁参事の説明を求めます。

運天政弘教育庁参事。

○運天政弘教育庁参事 それでは、総務企画委員会請願・陳情説明資料の2ページをごらんください。

請願第1号県条例の改正に関する請願の教育委員会の所管する事項の処理方針について御説明申し上げます。

教育委員会関連は、記の2及び3に係る事項となっており、処理概要について変更はございません。

以上で、教育委員会に係る請願の処理方針について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 教育庁参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情第110号国立大学法人に対する運営費交付金の充実及び確保に関する陳情の処理概要ですが、沖縄21世紀ビジョンの中で琉球大学はどのような形で扱っていますか。

○平敷昭人総務部長 沖縄21世紀ビジョンに、世界に開かれた交流と共生の島推進戦略という部分がございます、(3) 科学の振興と知の集積による国際貢献拠点形成の中で、21世紀の沖縄のさらなる発展に向けて、新産業の創出等による地域の活性化、食糧・エネルギー・医療など多くの課題に直面する国際社会への貢献のため、さまざまな科学分野における研究・集積、技術の振興を図るもの、その展開方向として幾つかある中で、琉球大学や国立沖縄工業高等専門学校等々の研究開発成果が効率的、効果的に産業の振興や県民生活の向上に結びつくよう、ネットワーク基盤の強化や研究成果の移転機能の充実強化など、総合的支援体制の強化に努めるという文言がございます。その知の集積による国際貢献拠点の形成という中に、琉球大学がそのような位置づけをされています。

○當間盛夫委員 沖縄21世紀ビジョンでそううたわれていることで平成27年9月に包括連携協定が結ばれたということですが、この中身はどういうものですか。

○平敷昭人総務部長 協定書の目的として、第1条、この協定は沖縄21世紀ビジョンで示された目指すべき将来像の実現や将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための地方創生の着実な推進などに向けて、甲及び乙一甲は沖縄県知事、乙が琉球大学ですが、その包括的な連携のもと、両者が有する資源の効果的な活用と緊密な連携・協力により、地域のさまざまな課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成発展に寄与することを目的とするもので、連携協力事項として第2条に、環境の保全及び緑化の推進に関すること、文化の振興に関すること、保健医療、福祉の向上に関すること、観光リゾート産業や農林水産業を初めとする各種産業、科学技術の振興に関すること、教育、人材育成に関すること等々、10項目がうたわれております。

○當間盛夫委員 沖縄21世紀ビジョンを含めて、このような協定を結んだことからすると、ソフト事業がいろいろな部分で使えるという認識を持っていいですよ。琉球大学にはそういう形のものも活用できるという認識を持つのですが、これまでに琉球大学に対して一括交付金を含めてそういう予算的なものを行った事業は何かありますか。

○平敷昭人総務部長 正確にまとめたものはございませんが、琉球大学そのも

のだったかどうか――一括交付金に限定はしないのですが、医師確保・養成機関としてシミュレーションセンターのようなものをつくっています。ただ、この運営は琉球大学ではなく、協議会のような形として敷地内にそういうものを設置したこともあります。

○**渡嘉敷道夫財政課長** また、そのほかに一括交付金を活用した事業として、製薬会社との共同事業に関する補助等もございます。

○**當間盛夫委員** 私が何を言いたいかというと、この陳情は、運営費交付金がいちいち削減されて国立大学はなかなか厳しい状態にあるということで、国に対してもっと充実させてほしいという内容になっているのですが、一方で、沖縄21世紀ビジョンを含めて人材育成は5つの柱の一つです。その人材育成のいろいろな展開の中に琉球大学や高等専門学校が入っているのであれば、そういった部分で活用をしながら琉球大学を県としてどのようにもっていくのかということも明確にしていくべきではないかと。皆さんは協定も結んで、沖縄21世紀ビジョンにも琉球大学、高等専門学校を入れてやってきているわけですから、そういったことも県としてやるべき部分があるのではないかと思います。どうですか。

○**平敷昭人総務部長** 今回の陳情は運営費交付金の充実及び確保ということでございますので、その部分は充実及び確保を図ることが必要であるということで、県としても大事だということをお願いしています。ただ、これとは別に一括交付金や県としての琉球大学に対する――これは支援という形にはならないかもしれませんが、別の観点でいろいろな取り組みを、沖縄振興のために必要なものは適切にやっていくことになろうかと思います。

○**當間盛夫委員** これは運営費交付金の部分ですから全体的な話にもなるかと思いますが、先ほど言ったように、どれだけこの部分で皆さんがどうやっているかということになると、製薬会社との共同事業に関する補助だとか、全体的なものではないわけですから、せつかくこういう形で協定を結んでいるのであれば、目に見えるような形でしっかりと県はやるべきだということ提言して終わります。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 今の當間委員の議論の続きですが、せっかく協定も結んでいるわけで、国立大学ですから直接に県との関係はないかもしれませんが、県が民間のシンクタンクなどに委託をしている事業も含めて、琉球大学との研究委託事業をふやしていく。それによって、間接的に財政的な支援を行うということも含めて、やはり地元にある大学ですから、国立は国立だと言って切り離さずに大いに活用していくという意識的な支援の仕方もあるのではないかと思います。そういう意味では、民間シンクタンクに相当な委託をしているので、琉球大学にもそういう蓄積はあるわけですし、今後は非常に重要なことですから、琉球大学に蓄積された知的なノウハウを活用するという意味で積極的にそういうことをやっていただきたいのですが、いかがですか。

○平敷昭人総務部長 なかなか総務部的に発言しにくいところもありますが、これまでも産学官の連携という形で、例えばOISTや琉球大学などの知的クラスターということもありますが、その産業と琉球大学の研究部門を生かした仕組みというのは幾つかやってきているはずですので、今後とも、支援ということを全面に出すというよりは、沖縄の振興に係る事業に取り組む中で琉球大学と連携できるものがあれば取り組んでいくことになるかと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 先ほど説明がしどろもどろだったので少しげげんに思ったのですが、例えば琉球大学の定員プラス離島の医師確保、沖縄県の人材確保という意味で、離島枠を創設して、本来の定員以外に17名の沖縄県出身の優先採用ができるような、人材育成の大きな拠点になっているのではないかと思います。ですから、国立大学法人ではありますが、文字どおり沖縄県の大学でもあるというぐらいの貢献度はあるのではないかと私は思っていて、寄附講座なり、離島への医師確保のためのいろいろな事業への参加を見ると、トータルとして、今でもかなり沖縄県から何らかの支援というのはあるのです。そういう意味では、沖縄21世紀ビジョンで連携して、包括連携協定も結んだのであれば、国の財政が厳しくても運営費がきちんと確保できるように、県も琉球大学とタイアップしていきたいというぐらいの話があってもいいのではないかという感じがします。ですから、陳情の趣旨をかなえるためには、沖縄県に対する要求かと身構えないで、一緒になって地域の建学精神に基づいた琉球大学を支援し



ていくんだという気持ちで、もう少しおおらかに支援するような説明はできなかったのですか。

○平敷昭人総務部長 確かに委員がおっしゃるように琉球大学は国の所管ということで、県は直接の所管にはなっていないのですが、県としては本県における琉球大学の担う役割と責任を十分に果たせるように、国立大学法人の運営費交付金の充実及び確保は重要であると考えております。また、県では去る7月23日に安慶田副知事が琉球大学の経営協議会の学外委員の一人として、学外委員8名の連名による地方国立大学に対する予算の充実を求める声明を出したところであります。そういうことありまして、引き続き琉球大学の経営協議会も通じまして、国立大学法人に対する運営費交付金の充実及び確保に取り組んでいきたいと考えております。また、先ほど来、出ています包括連携協力協定に基づきまして、引き続き琉球大学と連携して各種の施策、事業を展開してまいりたいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

(執行部退席)

○山内末子委員長 次回は、12月14日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子